

熊谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）実施要綱

平成28年2月23日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 この要綱による入札の対象とする工事は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として市長が指定したものである。

（公告）

第3条 この要綱による入札の公告には、入札参加資格、入札参加資格の確認方法その他必要と認める事項を掲載するものとし、熊谷市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）により行う。

2 前項に規定する公告は、電子入札システムにより掲載して行うものとする。

（入札参加）

第4条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項に規定する競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札の執行）

第5条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

2 設計金額を公表した入札の回数は、原則として1回とする。

（再入札）

第6条 初度入札において落札候補者がいないときは、入札を不調とする。ただし、あらかじめ再入札を行うことを公告において指示している場合には、電子入札システムにおいて再入札を行う。

2 再入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再入札に参加することができない。

（1）無効の入札をした者

（2）最低制限価格の110分の100未満の価格の入札をした者

3 第1項の規定にかかわらず、再入札に参加できる者がいないときは、再入札を行わないものとする。

4 再入札の回数は、1回とする。

（不落時の取扱い）

第7条 再入札によっても、予定価格の110分の100の価格（以下、「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100以上の価格の入札がないときは、日時を改めて公告のうえ一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項ただし書きの規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再入札に参加した者とする。この場合、再入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

（入札の辞退）

第8条 入札の辞退は、別に定める熊谷市電子入札運用基準（平成19年6月5日決裁）によるものとする。

（入札の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないときは、当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子メール、電話又はファクシミリによる入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (7) その他公告に示す事項に反した者がした入札
(落札候補者の決定)

第10条 この要綱による入札において、予定価格の制限の範囲内で、次の各号に掲げる最低価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、第12条に規定する入札参加資格の審査により確認を終了するまで落札を保留する。

- (1) 最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札をした者
- (2) 調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札をした者。ただし、最低価格入札者が調査基準価格を下回った場合、低入札調査制度に基づく調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた者（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第11条 市長は、前条に規定する落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、直ちに落札候補者通知書（様式第2号）により連絡を行い、次項に規定する書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号）（様式第4号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第5号）（様式第6号）等を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項に規定する書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日等」という。）を除く。）以内に提出しなければならないものとする。

4 次に掲げる場合は、当該落札候補者のした入札を無効とする。

- (1) 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限以内に確認資料を提出しないとき。
- (2) 参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないとき。

5 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年10月1日訓令第62号）に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

（入札参加資格の審査）

第12条 市長は、入札参加資格に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該第一順位の落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとし、入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。

3 審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。

4 審査は、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日等を除く。）以内に行わなければならない。ただし、審査において疑義が生じた場合はこの限りでない。

- 5 審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第7号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定）

第13条 市長は、前条に規定する審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第14条 入札参加資格不適格通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日等を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項による説明を求めるときは、苦情申出書（様式第9号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

- 3 市長は、第1項による説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日等を除く。）以内に、回答書（様式第10号）により回答するものとする。

- 4 当該苦情の申出は、第12条第1項に規定する審査の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第15条 契約保証金の納付及び減免については、熊谷市契約規則第5条の規定に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、熊谷市建設工事検査規則（平成17年規則第167号）に基づく、工事検査合格後にこれを還付するものとする。

- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

（その他）

第16条 この要綱に特別の定めがない事項は、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事等競争入札参加者取扱要領及び熊谷市電子入札運用基準等の一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（要綱等の廃止）

- 2 熊谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成19年8月31日決裁）及び簡易公募型制限付一般競争入札試行基準（平成18年3月23日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。